



津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書

津波時における津波避難ビルとしての使用に関し、上大川前11町内会（以下「甲」という。）と中野建設工業 株式会社新潟支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、新潟市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、新潟市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における地域住民の一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	中野ビル
所在地	新潟市中央区上大川前通十一番町1895番地
所有者	中野建設工業 株式会社
避難場所	中野ビルアパート屋内共用部（24時間避難可） 会社会議室・休憩室（会社就業時）
収容人数	約30名

（使用期間）

第4条 使用期間は、原則として新潟市に津波警報または大津波警報が発表された時点から津波警報の解除により津波のおそれなくなったときまでとする。

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるとときには、甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無償とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用されたことに起因する施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和8年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし1以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 3月 9日

甲 新潟市中央区上大川前通十一番町1886-6
上大川前11町内会
会長 高橋 勉 史

乙 新潟市中央区上大川前通11番町1895
中野建設工業(株)新潟支店
支店長 村川 久明